

職員等による公益通報（内部通報）制度の お知らせ

弁護士窓口への公益通報は実名で！

「職員等による公益通報制度」については、公益通報者保護法の趣旨に鑑み、通報者の保護を図るとともに法令遵守を推進し、もって公正な市政の運営に資することを目的として運用しています。

通報窓口として、市の窓口（平成27年4月以降人事課から総務課に変更）に加え、弁護士による外部通報窓口を設置しています。

◎外部通報窓口（弁護士窓口）

大阪南法律事務所 弁護士 原田 章恵、河合 洋次

住所 〒586-0014

河内長野市長野町5番1号ノバティながの南館3階

電話 0721-52-6603 FAX 0721-52-6604



弁護士窓口では、実名で、電話番号や住所など、弁護士が連絡できる連絡先をお伝えください。実名で通報することで、次のような利点があります。

- 通報者が実名で通報したとしても、通報者が希望すれば氏名等の情報は総務課に伝達されません。
- 弁護士を通じて通報事実や通報者の希望などの確認ができ、円滑な調査が実施できます。
- 通報者は調査結果などの報告を受けることができます。

通報者の秘密は守られますので、制度の趣旨を十分に理解し、制度をご活用いただきますようお願いいたします。

担当：総務部総務課コンプライアンス推進係